



～職員勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正等～

1 年次有給休暇の使用単位及び繰越日数の変更

(1)年次有給休暇の使用単位

【改正前】1日または1時間を単位

【改正後】①1日または1時間を単位

但し、次の場合には、1時間未満の単位(分単位)の取得が可能

・4時間の勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間全てを勤務しない場合

**4時間(勤務時間の割振り変更)+3時間45分(年次有給休暇)**

・最後に残日数の全てを使用する場合

②1日未満の端数も次年への繰越しが可能

2 夏季休暇の取得期間の拡大

【改正前】7月から9月までの期間内

【改正後】6月から9月までの期間内



～臨時的任用職員の身分等取扱要綱の一部改正～



夏季休暇	
基準	期間
心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合。	夏季における場合にあつては、1暦年の6月から9月までの期間内における5日以内で必要と認める期間。

※6月以上の任用予定期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者が該当

※また、上記該当者は忌引きについても本務職員と同じ日数となる



公立学校共済組合の「短期給付事業」と「長期給付事業」とは



短期給付事業	長期給付事業
①医療費、出産費、育児休業手当金など (法律で定められている法定給付) ②結婚手当金、一部負担金払戻金など (共済組合が独自に行う附加給付等) ③後期高齢者支援金など (高齢者医療に係わる支援金等)	①退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金など ②基礎年金拠出金負担金 (基礎年金の給付費用に係る負担分)



第1支部 行事予定



7月		
日	曜	主な予定
6	火	野外活動(美和小)8日まで
7	水	焼津海洋教室(番町小)8日まで
〃	〃	野外活動(足久保小)9日まで
10	土	安倍川まつり(駒形小) 代休:7/12
12	月	朝霧体験教室(安倍口小)14日まで

8月		
日	曜	主な予定
24	火	1年地域探訪(末広中)26日まで
〃	〃	2年職場体験(末広中)26日まで
30	月	2・3年生勉強合宿(美和中)31日まで
31	火	1年生お茶工場・市場見学(美和中)

9月		
日	曜	主な予定
6	月	野外活動(田町小)8日まで
8	水	野外活動(新通小)9日まで
11	土	体育祭(美和中) 代休:9/13
13	月	井川体験教室(井宮北小)15日まで
18	土	体育祭(末広中・籠上中・安倍川中)
〃	〃	代休:9/24
〃	〃	運動会(美和小) 代休:9/24
25	土	運動会(足久保小) 代休9/27
28	火	野外活動(井宮小)29日まで
〃	〃	音楽集会(番町小)